

1 防犯部会 平成16年8月20日（金） 午前10時～

- ・ 条例のなかに、区民に対する教育や広報といった項目を盛り込んで欲しい。

「区の責務」のなかに「生活の安全に関する意識の啓発」「自主的活動に対する支援」などを規定している。啓発や周知の具体的内容については施策のなかで考えていきたい。

- ・ 条例というものは区全体に網がかかるもの。条例のなかに「推進地区」の規定が入ると、推進地区と、そうでないところの違いが曖昧になるのではないか。

推進地区は申請のあった地域をすべて指定するとは考えていない。一定の基準を規則等で定めて、該当するものを推進地区として指定したい。推進地区に指定された地域は、他の地域より施策を重点的に実施する、という考え方になる。

2 防火部会 平成16年8月24日（火） 午前10時～

- ・ 空き家空き地に関する項目以外の主語は「区は、」となっているが、この項目だけ「区長は、」となっている。それには何か意味があるのか。

空き家空き地の場合、所有者に防犯防火上の指導を行う場合、区長名で行うこととなるため、この項目の主語は「区長は、」とした。

- ・ 町会自治会等の団体の組織率が低くなってきている。町会自治会を対象に各種安全安心施策を実施することとなると、対象者が限定されてしまう。町会自治会にできる限り加入する、というような条例の規定は考えられないか。

町会自治会の組織率向上については区としても検討をしているところである。この条例では、「区民等の責務」のなかで「地域で行う活動に協力するよう努める」と規定している。

- ・ 「要援護者への配慮」に関する項目は防火施策をすすめるうえで非常に重要であると考ええる。ぜひ条例に盛り込んで欲しい。

この規定については福祉担当組織と調整を行い、条例に盛り込んだかたちの案にして協議会に諮るものとする。ただ条例に規定するとしても、施策の具体的な内容ではなく、概念的な規定にしていきたいと考える。

- ・ 「区の責務」のなかに「区が区民の安全を確保する」という項目がないが、このような項目は必要なのではないか。

実質的には、区が業者委託のパトロールを実施したりして、直接的な区民の安全確保に関する活動を行っているが、条例の基本的な考え方は、安全確保はまず自分が行うこととし、区はその地域や個人の安全確保に関する活動への支援をすることとしている。ただこの役割分担により目指すものは、区民の安全を確保することであるため、その旨を目的等のなかで表わすこととして協議会に諮るものとする。

3 児童部会 平成 16 年 8 月 25 日（水） 午後 3 時 10 分～

- ・ 地域では防火だけでなく、防火も含めた防災の取り組みが進んでいる。地域の連絡組織も避難拠点運営連絡会あたりが先駆的になるのではないかと考えている。この条例のなかに防犯・防火だけでなく、防災も取り入れたほうがよいのではないかと。

防災について区では「震災対策条例」を制定している。非常時の対応については「震災対策条例」で、平常時の対応については「安全安心条例」でというのが、現在の区の基本的な考え方だ。そこで「安全安心条例」については「防犯・防火」を中心に捉えるということを進めていきたい。

- ・ 子どもの安全確保に関する項目の主語が「区立の学校等の管理者は、」となっている。子どもの安全は地域をあげてのネットワークの構築が重要であり、その地域の方針に従って学校管理者が施策を進めていく、という形になると考えるので、学校管理者を子どもの安全確保の主体と規定するのはどうか。また区内には私立の学校や幼稚園もあり、単に「学校等の管理者は、」としたほうが良いのではないかと。

地域のネットワークは重要であると認識しているが、ネットワークの区域割りやメンバー構成等は地域によりまちまちであると考えている。そこで条例では地域ネットワークについて「区の責務」のなかで「地域の実情に即した密接な連携を図る」と規定し、詳細な構成等については規定しないこととした。

またこの条例には私立の学校や幼稚園も含まれると考えているため、この項目の主語を「学校等の管理者は、」と変更することで協議会に諮る。

- ・ 安全で安心なまちづくりは、やがて次世代を担う子どもたちが進めていくことになると思うが、条例の内容など中学生が読んでも判読不能なものが多い。ぜひ子どもにもわかりやすい内容にしてもらいたい。また条例の内容を子どもたちに周知するようなパンフレットを作成して欲しい。

条例の内容についてはできる限り判りやすいものにしていきたい。また次世代への啓発は重要であると考えているため、パンフレットの作成についても考えていきたい。